

令和4年度 緑の募金(学校募金)に係る助成金のご案内

1 募金活動費

- 集めた募金の10%は、学校の募金活動に係る経費(募金箱作製等)としてお使いいただけます。差引いて当財団へお振込みください。申請書等の提出はありませんが、振込用紙の③募金活動経費の欄に金額をご記入ください。なお、活動費が必要ない場合は、全額お振込みください。

2 学園緑化推進事業

- 集めた募金額のうち、50%(小数点以下切り捨て)を上限に学校での緑化活動等へ助成します。申請書(様式1)を提出して下さい。[申請書の書き方は、様式(1)の(例)を参照ください。]なお、助成を受けた場合には報告書(様式2)を提出いただきます。報告書は、助成金交付決定通知書と併せて別途郵送いたします。
- 申請書は令和5年2月末日までに当財団へご提出ください(令和5年3月15日までに完了する事業が対象)。
- 提出方法は押印した申請書原本をご郵送、もしくは電子印鑑等を使用したWord・PDFデータをメールにてご提出ください(押印原本をスキャンし、データ化する場合は、カラーでスキャンをお願いいたします)。※当財団HPにてWordデータをダウンロードできます。
- メール(FAX)にて提出の方は、送受信エラーでの行き違いを防ぐために、お手数ですが送付後に電話連絡をお願いいたします。
- 詳細は裏面の実施要領をご覧ください。

◇例◇募金額が5,000円の場合

→以下①と②の合計で、最大3,000円をお使いいただけます。

<内訳及び助成の受け方>

- ① 募金活動費として、500円(5,000円の10%)を上限にお使いいただけます。
振込用紙に募金総額5000円、募金活動経費500円とご記入いただき、500円を差引いた残りの4,500円を当財団にお振込みください。(活動費が必要ない場合5,000円のお振込みとなります。)
- ② 学園緑化推進事業の助成金として、2,500円(5,000円の50%)を上限に申請いただけます。お振り込み後に、申請書を当財団へご提出ください。
入金及び申請書確認後、指定の口座へ助成金をお振込みさせていただくとともに、通知書及び報告書を郵送いたします。事業終了後は報告書をご提出ください。

ご不明な点は、お問い合わせ下さい。

(公財) かながわトラストみどり財団 みどり森林課

TEL:045-412-2255 E-mail:midori@ktm.or.jp HP: <https://ktm.or.jp/midoribokin>



学園緑化推進事業実施要領

1 趣旨

(公財) かながわトラストみどり財団 (以下「財団」という。) が当該年度の「緑の募金」額をもとに、学校が行う緑化の推進を支援する学園緑化推進事業を実施するために必要な事項を定める。

2 対象

当該年度に「緑の募金」運動に協力する学校を対象とする。

3 内容

(1) 学校の緑化や緑化の普及啓発に係る次の経費を対象とする。

(ア) 樹木や草花の植栽等

(イ) 緑化に関する学習、講演会等

(ウ) 緑化運動の標語・ポスターなどのコンクールの開催

(エ) その他、緑の募金の目的に照らして適当と認められる事業

(2) 経費の例は次のとおり。

消耗品費 (樹木苗木、草花の種や苗、肥料、土、支柱、スコップ、剪定ばさみ、じょうろ、ネット、図鑑などの本、コピー、文房具)、委託費 (維持管理、運搬)、通信運搬費 (切手)、謝金 (講師) など

4 期間

交付決定日から 3 月 15 日までの期間に実施する事業

5 助成金額

学校が自ら集めた募金額の 50% 以内 (小数点以下切り捨て) を上限とする。

6 申請方法

(1) 助成金を受けようとする学校は、4 で定めた期日内に事業が実施できる日までに申請書 (様式 1) を財団に提出する。

(2) 財団は申請書を審査のうえ適切と認められる場合には助成を決定し、その結果を学校に通知するとともに指定された口座に助成金を支払う。

(3) 助成対象校は、事業終了後すみやかに、遅くとも 3 月 20 日までに報告書 (様式 2) を財団に提出する。

(4) 助成対象校が申請した内容を大幅に変更または中止する場合にはすみやかに財団へ連絡し、必要な手続きをとる。

7 書類提出、問合せ先

(公財) かながわトラストみどり財団 電話 045-412-2255 FAX045-412-2300
〒220-0073 横浜市西区岡野 2-12-20 県横浜西合同庁舎内

附則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。